商品概要説明書

ひがしんインターネット定期預金

2025年3月24日現在

商品名	ひがしんインターネット定期預金
販売対象	個人インターネットバンキングご契約者
種類	自動継続（元利金継続） 満期日のインターネットバンキング定期預金金利で継続
預入金額	10万円以上1,000万円未満(1円単位)
預入期間	3か月、6か月、1年の3種類
適用金利	固定金利　預入時の店頭に表示する1年ものスーパー定期・スーパー定期300の利率＋0.01%を満期日まで適用します。
契約について	インターネットバンキングにてご契約いただけます。（平日・休日可） お預け入れ依頼日当日の契約となります。 登録印鑑は、代表口座のお届印となります。 ※マル優のお取扱いはできません。 ※通帳・証書は発行いたしません。
解約について	インターネットバンキングにてご解約いただけます。（平日・休日可） 満期日または解約依頼日当日に代表口座へ入金いたします。
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理統括部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

くわしくは「ひがしん個人インターネットバンキング」をご確認ください

東京東信用金庫